

特集

公民連携（PPP）がつくるランドスケープ

Development of Landscapes through the Public-Private Partnership

公民連携（PPP：Public Private Partnership）とは、公共サービスの提供において何らかの形で民間が参画する方法を幅広く捉えた概念で、民間の資金やノウハウを活用し、公共施設の整備の効率化や公共サービスの水準の向上などを指すスキームを指す。その主な手法は、PFI方式、指定管理者制度、包括的民間委託などがある。わが国では1999年（平成11年）に「民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律」（PFI法）が施行され、2003年には指定管理者制度が創設されるなど、公共サービスへの公民連携導入に関わる法的な基盤整備が進められてきた。これにより、土木建築分野だけでなく、水辺、緑地、公園、運動施設、観光道路、公開空地などランドスケープ空間の一部において、公民連携手法を用いた新たな整備や運営が実施されるようになってきた。

少子高齢化が進むわが国では、今後深刻な財政難や人材難が想定されている。よって将来的に生活の質を維持するためには、従来のように新たな施設整備を推し進めるだけでなく、既存ストックをいかに有効活用していくのかが問われるようになった。このような時代背景を受けて、公民連携により民間の人材やノウハウ、民有地連携、ネーミングライツなど多岐にわたるアイデアを導入した、持続的かつ柔軟な公共サービスの必要性が、今後ますます高まると考えられる。一方、公民連携が社会に浸透するに従い、課題も指摘されるようになり、公的空間の施設占有や営利優先の運営手法、事業撤退など今後の展開の障害となるケースも散見されるようになっている。

そこで、本特集ではランドスケープ分野における公民連携の意義や成果、課題などを三部構成で整理する。

まず第一部では、我が国の造園分野の公民連携を取り巻く状況を概観し、公民連携を推進していくうえでの課題や今後の方向性などについて論考を寄せて頂いた。

第二部は、全国各地の公園、公開空地、キャンパス、都市農地など様々なランドスケープ空間において実施している公民連携の展開事例に関して、専門家や担当者らにその狙いや今後の可能性を指摘して頂いた。

最後に第三部はまとめとして、第一部および第二部の内容をもとに、新たな時代に向けた公民連携のあり方を説いて頂いた。

本特集は結論を出すことが目的でなく、「公民連携がつくるランドスケープ」の今後の有り様に関する議論を呼び起こす事を意図している。公民連携に造詣の深い研究者や専門家、実務者から寄せられた論考や事例を通じて、多様な視座で公民連携を把握し、産官学の協働がランドスケープにもたらす新たな可能性について探求する契機となることを期待したい。

（山田順之 鹿島建設株式会社環境本部 グリーンインフラ Gr.）